

令和7年8月5日

公 告

防衛省陸上自衛隊
金沢駐屯地業務隊長
示 野 康 晴
(公 印 省 略)

陸上自衛隊金沢駐屯地における展示即売店の設置及び経営に関する業者の募集について

防衛省陸上自衛隊金沢駐屯地において、展示即売店を設置し、経営を行う業者について、次のとおり募集します。

1 応募資格

- (1) 各契約機関等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (2) 防衛省競争参加資格（全省庁統一参加資格）又は同等の資格を有すること。

2 設置方法

国有財産法第18条第6項に基づく行政財産の使用許可

3 設置条件

(1) 設置業種

訓練・演習用品、スポーツ用品（登山・キャンプ用品を含む。）、飲食物等

(2) 店舗設置場所

石川県金沢市野田町1-8 陸上自衛隊金沢駐屯地内

(3) 出店日

令和8年4月1日（水）から令和9年3月31日（水）の間のうち、金沢駐屯地業務隊長及び近畿中部防衛局長が許可した日

4 募集要領及び仕様書の配布

- (1) 期間：令和7年8月18日（月）～8月29日（金）午前9時から午後5時まで
（ただし、土・日及び祝日を除く。）

- (2) 場所：石川県金沢市野田町1-8 陸上自衛隊金沢駐屯地業務隊厚生科厚生班

5 業者説明会

(1) 日時等

令和7年9月4日（木）午後1時30分から 陸上自衛隊金沢駐屯地第2会議室で実施

※ 携行品：募集要領、仕様書

(2) 注意事項

ア 本説明会に参加されない業者は、公募に参加できません。

イ 参加希望者（各業者2名以内）は、会場準備の都合上、説明会前日の午後5時（ただし、土日を除く。）までに会社名、出席者氏名、連絡先・電話番号をご連絡下さい。

なお、駐屯地内への車両乗入れを希望する場合は、事前に金沢駐屯地業務隊厚生科との調整が必要になります。（電話 076-241-2171 内線371）

6 その他

細部内容は、募集要領及び仕様書による。

「防衛省陸上自衛隊金沢駐屯地における展示即売店の
設置及び経営」募集要領

防衛省陸上自衛隊金沢駐屯地業務隊厚生科

募 集 要 領

1 概 要

石川県金沢市野田1番8号に所在する陸上自衛隊金沢駐屯地において、隊員等の利便性を確保するため、展示即売店の設置及び経営の業者を以下に記載する諸条件に従い募集する。

2 応募資格

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (6) 暴力団又は暴力団員及び(2)から(5)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。
- (7) 公募に参加させる際は、前項の要件を満たすこと及び将来的に当該要件に反することはない旨を誓約させ、使用許可後に誓約が虚偽であることが判明し、又は前項の要件に反することとなった場合、当該使用許可の取消をされても異議を申し立てない旨を明記した別紙様式6の誓約書を提出させること。

3 所在地及び名称

石川県金沢市野田町1番8号 陸上自衛隊金沢駐屯地

4 業者説明会（募集要領・仕様書）

本説明会に参加されない業者の方は、公募に参加できません。

- (1) 日時：令和7年9月4日（木）午後1時30分から
- (2) 場所：陸上自衛隊金沢駐屯地 駐屯地第2会議室
- (3) 携行品：募集要領、仕様書、印鑑
※参加希望者（各業者2名以内）は、説明会前日の午後5時（ただし、土日祝日を除く。）までに会社名、出席者氏名、連絡先・電話番号を連絡してください。
電話番号 076-241-2171 内線371又は326へ
陸上自衛隊金沢駐屯地業務隊厚生科厚生班（共済班）

5 設置条件

(1) 設置方法

国有財産法第18条第6項に基づく行政財産の使用許可

(2) 店舗数及び設置業種

ア 店舗数

(ア) 厚生センター1階通路

各日1区画内(1区画5.93㎡)で使用するものとする。

(イ) 厚生センター玄関

各日1区画内(1区画8.16㎡)で使用するものとする。

(ウ) 厚生センター周辺道路

各日2区画内(1区画17.5㎡)で使用するものとする。

(エ) その他

※ 店舗位置については、展示即売会を開催の都度担当者が指示する。

イ 設置業種

(ア) 訓練・演習用品

(イ) スポーツ用品(登山・キャンプ用品を含む。)等

(ウ) 食料品類

(3) その他

仕様書のとおり。

6 応募手続き等

(1) 申請書等の提出

設置を希望する者は、下記のとおり、提出書類を、提出先に提出期限までに提出すること。なお、提出された書類は返却しない。

ア 提出書類

(ア) 申請書1部(別紙様式第1)

(イ) 企画提案書20部(別紙様式第2 A4 2枚以内)

※ 以下の事項を必ず記載すること。ホッチキス止めとし、簡単な装丁とする。なお、「出店要望日及び区画数要望表」は使用する各月ごとに添付してください。

a 主な販売予定商品・販売価格表(別紙様式第3)

b 従業員管理(身元管理、健康管理等)及び人員配置

c ゴミ・廃棄物の処分方法

d 衛生管理方法

e クレーム・要望等があった場合及び事故・トラブルが発生した場合の対処方法

f 陸上自衛隊金沢駐屯地における営業方針

g 会社概要

h その他のアピールポイント

i 出店要望日及び区画数要望表(別紙様式第4)

(ウ) 企画提案書附属書類20部

販売商品カタログ、その他企画提案書の具体的資料等(様式A4)

(エ) その他関係書類各1部

公募に参加する者に必要な資格を確認するため、以下の関係書類を併

て提出すること。(関係書類の不備又は参加資格がないと判断された場合は、企画提案書の審査は行わず無効とする。)

- a 業務確約書(別紙様式第5)
- b 戸籍抄本(法人である業者にあつては、登記簿謄本)
- c 営業経歴書、財務諸表(直近のもの)
- d 直近の法人税又は所得税に関する納税証明書
(個人:その3の2、法人:その3の3)
- e 会社概要(任意様式、パンフレット可)
- f 印鑑証明書

(注)防衛省競争参加資格(全省庁統一資格)を有する者に限り、「資格決定通知書」の写しを、b、c及びdに定める書類に代えることができる。

イ 提出先

〒921-8520 石川県金沢市野田町1番8号
陸上自衛隊金沢駐屯地業務隊 厚生科厚生班

Tel 076(241)2171 内線371 担当 厚生班長

ウ 提出期限

令和7年9月18日(木)午後5時(必着)

(2) 応募者の失格

次のいずれかに該当する行為があつた場合は、失格とする。

- ア 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- イ 提出書類等が募集要領に記載されている事項を満たさない場合
- ウ 提出書類等に虚偽の記載があつた場合
- エ 審査の公平性に影響を与える行為があつたと認められる場合
- オ その他、違反と認められる場合

(3) 提出後の提案書類の変更(修正、差替え、削除、追加)は禁止する。

7 選考の方法

提出された企画提案書等に基づき、書類選考による総合的審査の上、展示即売会実施可能業者及び展示即売会実施日を決定する。

8 出店業者及び出店日の決定

- (1) 出店業者の決定:令和7年10月3日(金)
- (2) 出店日の決定:別示(業者決定後、個別に調整)

9 決定業者への通知方法

- (1) 令和7年10月3日(金)午後3時から
- (2) その他決定の可否について電話問い合わせも可とする。
(問い合わせ:令和7年10月3日(金)午後3時から午後5時までの間)

10 業者等決定後の説明会

令和7年10月10日(金) 1310~

11 業者決定後の提出書類

展示即売店の設置及び経営の業者として決定された者は、下記のとおり書類を提出すること

- (1) 提出書類
国有財産使用許可申請書 5部（内 4部写し）（別途通知）
- (2) 提出先
申請書等の提出に同じ
- (3) 提出期限
令和 7 年 1 1 月 2 7 日（木）午後 5 時（必着）

12 その他

出店要望日に沿うことができない場合があります。

13 厚生センター等の使用可能日

使用月	使用場所等	
令和 8 年 4 月 ～ 令和 9 年 3 月	1 階通路	使用不能日なし (年末年始期間、土日祝日を除く。)
	玄関	
	センター周辺道路	

申 請 書

令和 年 月 日

陸上自衛隊
金沢駐屯地業務隊長 殿

本社（店）所在地

商号又は名称

代表者の氏名

印

法人・個人の別

法人・個人

担当者氏名：

電 話：

F A X：

石川県金沢市野田町1番8号に所在する陸上自衛隊金沢駐屯地において、展示即売店を設置し、経営を行うことについて希望するので申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

※ 商号、代表者、担当者氏名にフリガナを、申請印は登録印を使用してください。

企 画 提 案 書

会 社 名 :

1 主な販売予定商品・販売価格表（別紙様式第3）
2 従業員管理（身元管理、健康管理等）及び人員配置（200字以内）
3 環境対策、ゴミ・廃棄物の処分方法（200字以内）
4 衛生管理方法（200字以内）
5 クレーム・要望等があった場合及び事故・トラブルが発生した場合の対処方法（200字以内）

6 陸上自衛隊金沢駐屯地における営業方針（200字以内）
7 会社概要 （1）本社所在地 （2）設立年月日 （3）資本金 （4）従業員数 （5）店舗数 （6）売上高
8 その他のアピールポイント（200字以内）
9 出店要望日及び区画数要望表（別紙様式第4）

※ 様式変更可

出店要望日及び区画数要望表

出店業者名：

設置業種：

月	要望順位	1階通路（屋内）	玄関（屋外）	センター周辺道路（屋外）	
		出店要望日	出店要望日	出店要望日	区画数
4月	第1希望				
	第2希望				
5月	第1希望				
	第2希望				
6月	第1希望				
	第2希望				
7月	第1希望				
	第2希望				
8月	第1希望				
	第2希望				
9月	第1希望				
	第2希望				
10月	第1希望				
	第2希望				
11月	第1希望				
	第2希望				
12月	第1希望				
	第2希望				
1月	第1希望				
	第2希望				
2月	第1希望				
	第2希望				
3月	第1希望				
	第2希望				

※ 玄関、玄関付近道路は屋外なので、荒天時も考慮して出店要望日を記入すること。

業 務 確 約 書

令和 年 月 日

陸上自衛隊
金沢駐屯地業務隊長 殿

「陸上自衛隊金沢駐屯地における展示即売店の設置及び経営の業務」の応募に関し、仕様書に定める業務を適正に履行できることを確約致します。

本社（店）所在地

商号又は名称

代表者の氏名

印

法人・個人の別

法人・個人

担当者氏名：

電 話：

F A X：

※ 商号、代表者、担当者氏名にフリガナを、申請印は登録印を使用してください。

誓 約 書

- 私
- 当社

は、下記 1 に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。また、貸付又は使用許可を受けた国有財産の使用に当たっては、下記 2 に掲げる使用等を行わないとともに、暴力団員等による不当介入を受けた場合には、下記 3 の措置を行うことを誓約します。また、当方が下記 1 に該当しないことを確認するため、当方の個人情報について、国が警察当局へ情報提供することに同意します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
なお、役員等に変更があった場合は、速やかに別紙様式 7 により変更後の役員名簿を提出します。

2 公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、貸付物件（使用許可物件）を第三者に転貸し又は賃借権を譲渡すること。

3 警察への通報等

- (1) 貸付物件（使用許可物件）を使用するに当たって、暴力団又は暴力団員、社会運動標ぼうゴロ（※1）、政治活動標ぼうゴロ（※2）、その他暴力団関係者から、不当要求又は業務妨害を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、速やかに警察に通報し、捜査上必要な協力を行うこと。

(2) (1) による警察への通報及び捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により、許可者に報告すること。

※1 社会運動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

※2 政治活動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

金沢駐屯地業務隊長 殿

令和 年 月 日

住所又は所在地

氏名又は名称

前頁半折割印

「防衛省陸上自衛隊金沢駐屯地における展示即売店の
設置及び経営」仕様書

防衛省陸上自衛隊金沢駐屯地業務隊厚生科

仕様書（その1）

1 業務件名

陸上自衛隊金沢駐屯地における展示即売店の設置及び経営

2 業務内容

展示即売店の設置及び経営

3 相手方の決定

本業務を行う者については、陸上自衛隊金沢駐屯地業務隊長（以下、「甲」という。）が決定する。

4 国有財産の使用許可

- (1) 本業務を行う者は、展示即売店の設置場所に係る国有財産の使用許可を得なければならない。
- (2) 国有財産の使用許可は、金沢駐屯地を所轄する近畿中部防衛局長（以下、「乙」という。）が行う。
- (3) 次の各号に該当する場合は、使用許可を取り消し、又は変更することがある。
 - ア 国が使用財産を使用するとき。
 - イ 国有財産の使用許可の相手方（以下、「丙」という。）が使用許可条件に違反したとき。
- (4) 使用許可期間が満了したとき、又は前項により、使用許可を取り消された場合は、丙は直ちに自己の負担で使用財産を原状に回復し返還する。ただし、継続した場合は、この限りではない。また、この場合丙は国に対し、すべての補償を請求することはできない。

5 丙の資格

丙は、以下の条件を満たしていること。

- (1) 業務遂行上必要とされる関係法令及び規則等を遵守できること
- (2) 業務の全部又は一部を第三者に委託し又は譲渡することなく遂行できること
- (3) 国有財産使用許可書の使用許可条件を遵守できること
- (4) 本仕様書の全記載事項を遵守できること

6 国有財産使用料

丙は、乙に展示即売店設置に係る面積に応じた国有財産使用料を支払う。1 平方メートルあたりの国有財産使用料の最終的な金額は使用許可する時点で決定する。

※ 光熱水料は、別途徴収する。

なお、国有財産使用料は、歳入徴収官が指定する期日までに全額を納入すること。

7 業務期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日の間のうち、甲と丙が協議して決定する日とする。

なお、業務の期間については、施設の状況等により変更もあり得る。

8 費用負担

本業務に伴う費用は、丙の負担とする。

9 名義使用の制限

丙は、自己の営業上の取引に関して、甲及び乙の名義を使用してはならない。

10 管理責任

(1) 丙は、自らの責任において展示即売店を管理し、火災、盗難の予防及び保安について常に心掛け、いかなる事故発生の場合も甲及び乙に対し、損害の賠償その他の申立てをしないものとする。

(2) 丙は、従業員の身元、規律の保持、風紀及び衛生に関すること等、人事管理その他これらに関する関係諸法令の運用について、一切の責任を負わなければならない。

11 衛生等の保持

丙は、丙の従事関係者が結核及び「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」で定義されている感染症を発症した場合又はその疑いのある場合には、業務に従事させないこととし、甲及び乙に対して速やかに報告すること。

12 情報保全の遵守

(1) 丙は、甲、乙及び担当職員（以下、「甲等」という。）の与えた指示及び本業務の遂行上知り得た甲等に関する情報（書面等をもって甲等が丙に提供した情報並びに施設内及びそれに準ずる場所で作業する際に見聞又は認識した情報のすべて）の保全を遵守し、これを本業務の履行以外の目的に使用し、又は第三者に開示してはならない。

(2) 丙は、自らの従事関係者に情報保全を遵守させるために必要な措置を取らなければならない。

13 損害賠償

丙は、債務不履行の場合、情報保全に関する義務に違反した場合、その他業務に関して甲等に損害を与えた場合には、甲等に対しすべての損害を賠償するものとする。

14 自己都合による業務の解除

丙は、自己の都合により本業務を解除しようとするときは、事前に甲及び乙に通知し、甲及び乙の指示に従い解除することができる。

15 業務仕様

- (1) 丙は、自ら提出した企画提案書に基づき業務を適正に履行することとし、企画提案書の内容について、甲の了解なく変更しないこと。
- (2) 本業務の遂行に当たっては、担当職員の指示に従うこと。
- (3) 展示即売店の設置、移設及び撤去に係る費用は、丙の負担とする。
また、当該作業の遂行に当たっては、担当職員の指示に従うこと。
- (4) 丙は、展示即売店を設置する際は机等必要な備品を準備すること。
- (5) 丙は、本業務に要する光熱水料のほか、利用物件の維持保存のため通常必要とする修繕費その他の経費を負担しなければならない。
- (6) 販売商品の選定に当たり、常に利用者の需要が高い商品等の提供に努めるものとし、担当職員の指示に可能な限り従うものとする。
- (7) 営業許可が必要な販売品目を取り扱う場合は、丙は、営業許可を取得した後、販売すること。
- (8) 丙は、商品の瑕疵等について利用者又は担当職員からの連絡を受けた場合は、即時に対応すること。
- (9) 丙は、各日の設置場所周辺の清掃を行い、衛生管理について一切の責任を負うものとする。
- (10) 丙は、設置を許可された店舗内を全て禁煙とするものとする。
- (11) 丙は、売上金額を翌月10日までに、また会計年度における本業務に関する収支計算書を翌年5月末日までに担当職員に提出すること。
- (12) 丙は、本業務の従事者に係る書類（履歴書（写し））、その他担当職員の指示する書類を担当職員に提出しなければならない。
- (13) 本仕様書に記載のない事項及び細部については、必要の都度、甲等及び丙の間で協議する。
- (14) 駐屯地各種行事における出店等の際については、甲乙間において協議する。
- (15) 丙は環境物品等調達推進に関する法律（平成12年法律第100号、以下「グリーン購入法」という。）の趣旨を遵守し、下記の事項を判断基準とし、できる限りの環境負荷の低減に努めるものとする。
 - ア 容器包装の過剰な使用を抑制するために独自の取組が行われていること。
 - イ 消費者のワンウェイ製品及び容器包装の廃棄物の排出の抑制を促進するための独自の取組が行われていること。
 - ウ 食品を取り扱う場合は、次の要件を満たすこと。
 - (ア) 食品廃棄物の発生量の把握並びに発生抑制及び再生利用等のための計画の策定、目標の設定が行われていること。
 - (イ) 食品廃棄物の発生抑制のため、消費者に対する呼びかけ、啓発等が行われ

ていること。

- (ウ) 食品の調達において、その原材料の持続可能な生産・消費を確保するため持続可能性に関する調達方針等が公表されていること。
 - (エ) 食品廃棄物等の発生抑制の目標値が設定されている業種に該当する場合は、食品廃棄物等の単位当たり発生量がこの目標値以下であること。
 - (オ) 食品循環資源の再生利用等の実施率が、判断基準省令で定める基準実施率を達成していること又は目標年に目標値を達成する計画を策定すること。
- エ 店舗において取り扱う商品の容器包装のうち、再使用を前提とするものについては、当該店舗において返却・回収が可能であること。
- オ ワンウェイのプラスチック製の買物袋（レジ袋）を提供する場合は、次の要件を満たすこと。
- (ア) バイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが25%以上使用されていること。
 - (イ) 呼び厚さが0.02mm以下であること。
 - (ウ) 素材が単一であることなど、再生利用のための工夫がされていること。
- カ その他の配慮事項
- (ア) 店舗において取り扱う商品については、簡易包装等により容器包装の使用量削減したもの
 - (イ) 店舗において飲料を充填して提供する場合は、マイカップ・マイボトルに対応可能であること。
 - (ウ) レジ袋を提供する場合は、バイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものの配合率が可能な限り高いものであること。
 - (エ) 食品を取り扱う場合は、食品廃棄物等を再生利用等して製造された飼料・肥料等を用いて生産された食品を優先的に取り扱うこと。
 - (オ) 食品ロスの削減のために納入期限を緩和する等、フードチェーン全体の環境負荷の低減に資する取組に協力していること。

16 仕様の細部

各店舗の仕様の細部は、仕様書（その2）のとおり

仕様書（その2）

1 募集業種

展示即売店

訓練、演習用品、スポーツ用品（登山・キャンプ用品を含む。）、食料品等

2 設置場所

(1) 建物

厚生センター1階通路（1区画 5.93㎡）

厚生センター玄関（1区画 8.16㎡）

(2) 土地

厚生センター周辺道路等（1区画 17.5㎡）

3 国有財産使用料

財産使用料は、予算決算及び会計令第101条の2の規定に基づき前納しなければならない。

※ ただし、実際の使用料は、使用許可時に確定する。

また、光熱水料は別途徴収する。

4 営業日、営業時間等

(1) 営業日

令和8年4月1日から令和9年3月31日の間のうち、甲と乙が協議して決定する日とする。

(2) 営業時間

原則として、午前10時から午後8時までとし、それ以外は任意又は別途協議する。

5 その他の営業条件

(1) 国の行事、緊急時は国が使用する。

(2) 職員等のニーズに合った商品、価格を提供するよう努めること。